

令和2年度静岡県観光デジタルコンテンツ作成業務委託 質問と回答

	質 問	回 答
1	<p>Web ページを作成した際にサーバーは静岡県 HP のサーバーを利用するという認識で良かったか。それとも特設サイトという形でサーバーからこちらで用意するのか。</p>	<p>ご質問いただいた、いずれの方法でも提案することができる。ただし、企画提案のポイントや選定基準を踏まえて提案願いたい。なお、本県ホームページのサーバーを利用する場合は、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本県のページデザインに合わせること。 ②本県のウェブアクセシビリティに関する指針に従って作成すること。 ③本県サーバーに取込む際は、CMSテンプレートを適用すること。 ④本県サーバーに取込む際に、ページレイアウトの確認等で担当課と調整する必要があること。
2	<p>静岡県の YouTube アカウントやLINE アカウントにて制作物を掲載する事は可能か？</p>	<p>可能である。</p>
3	<p>タレント・著名人を起用した場合、記事掲載期間はいつまでになるか。起用する際はずっとアーカイブする条件でのブッキングとなるのか？</p>	<p>仕様書において「本業務により、受託者が制作したウェブサイトの成果物（文章や画像、コンテンツ、ウェブサイト、関係書類）に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに帰属する。」としており、記事の掲載期限についても無期限としている。このため、著名人を起用することで権利関係に制約が生じる場合は、提案書においてその旨を明記すること。</p> <p>（参照：令和2年度静岡県観光デジタルコンテンツ作成業務委託仕様書 5（3））</p>
4	<p>予算は上限価格をすべて使用して良いのか？それとも価格点のような形でコストパフォーマンスも評価されるのか。</p>	<p>見積金額については、令和2年度観光デジタルコンテンツ作成業務選定基準2（4）「見積書」の項目において、提出された見積書の金額及び内訳から総合的に判断して採点する。</p>